

平成27年5月21日参议院文教・内閣連合審査会質疑

○松沢成文君 次世代の党の松沢成文でございます。

今回のリオのオリンピックからゴルフというスポーツが競技種目に加わりまして、東京オリンピックもゴルフ競技が行われるわけなので、私はちょっとゴルフを取り巻く問題点について幾つか質問をしたいと思うんです。

まず、文科大臣にはもう委員会で何度も聞いていますから、質問に入る前に、官房長官、ちょっと通告していませんが、感想でいいんですが、官房長官はゴルフやられますでしょうか。それで、官房長官にとってゴルフはスポーツなのか、接待なのか、あるいは娯楽なのか、感覚的にゴルフというのをどう捉えていますでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） ゴルフはやることはやります、官房長官になってから一年に一回できるかできないかでありますけれども。そういう意味で、スポーツであり娯楽でもあるのかなと思っています。

○松沢成文君 文科大臣は、やっぱりゴルフはスポーツだからオリンピックの種目にも入っている、国体の種目にも入っているんですね、スポーツとしてしっかり捉えなきゃ駄目だというようなことをこの前おっしゃっていました。

さあ、そこで、官房長官が管轄している国家公務員の公務員倫理法、この中に政令として国家公務員倫理規程というのがあつたんですね。この倫理規程で、公務員がやってはいけないこと、幾つも規定されているんです。利害関係者から金銭とか物品とか不動産の贈与を受けちゃいけないと、これは当然だと思います。とともに、供応、これはつまり相手の負担による飲食ですよね。それと、遊技、ゴルフをすることが規定されているんですね。

これ、私はゴルフはスポーツだと思うんですが、このたくさんあるスポーツの中でゴルフだけを何かやり玉に上げて、公務員は利害関係者とゴルフをしてはならないということなんです。供応だとか遊技と同列に扱っちゃっているんですね。私は、これはちょっと行き過ぎで、ゴルフというスポーツのイメージを極めて悪くしてしまっているんじゃないかと思いますが、官房長官、いかがでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） ゴルフを禁止しているというのは、制定当時、ゴルフを手段として過剰な接待が行われたという事実があつたわけでありまして、そういう中でここは禁止されているというふうに思

っています。

ただ、いずれにしても、この倫理規程については、国家公務員倫理法に基づいて第三者機関であります国家公務員倫理審査会の意見を聞いて制定、改定してきているものであって、その審査会から意見の申出があれば、そこは適切に対応していくというふうに考えています。

○松沢成文君 確かに、七、八年前ですか、元防衛庁の事務次官が関連の企業からゴルフの接待を何十回、もう百回以上受けていたなんという、何というか不祥事もありまして、こういうことは一切ないようにしようということに厳しい規程になったんだと思うんですが、ただ、私、ちょっと解せないのは、この公務員倫理規程第三条で供応接待は禁止しているんですね。禁止しているけれども、でも、利害関係者とともに自分が費用を負担して飲食をすることはオーケーなんです。

つまり、料亭で利害関係者と情報交換で食事しましょうと、でも、これは割り勘であれば、そこで利益誘導なんかがない形にしようじゃないかということで、割り勘オーケーなんです。ところが、ゴルフは割り勘も駄目なんです。やってはいけないんですね。ちょっとこの規程は行き過ぎじゃないでしょうか。やはり、料亭の中でもいろんな対話や情報交換あるでしょう、ゴルフも一日一緒にいるから対話や情報交換あるでしょう。でも、料亭の接待は割り勘ならオーケーなんです。ゴルフは割り勘でも駄目、一切やってはならない。

こうやってゴルフを何か接待の道具のように悪玉に使うから、ゴルフというスポーツのイメージがいまだに金持ちの道楽だ、接待の道具だということで、やはりゴルフの健全な発展を阻害していると思うんですが、この辺りは、官房長官、やはり管轄でありますから、官房長官の方からも検討してほしいと、きちっとした形にしようじゃないかと言っていたらいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） まず、利害関係者とゴルフをする、そのことについては、接待の手段として利用されることが多かったからこれは禁止されたわけです。

そして、今委員から御指摘のありましたように、割り勘だったらどうだということでもありますけれども、国民が、ゴルフは委員は完全にスポーツということですから、やはりそこは余りにも密接、一日やるわけですから、そういうふうに見られている機会が多いんじゃないかなというふうに思っております、そこで禁止という形になっているというふうに思います。

いずれにしても、先ほど来申し上げておりますけれども、第三者の審査

会の意見を聞いて制定、改定したものでありますから、そこから今委員の御指摘のような考え方の申出があれば、そこは適切にやはり対応はしていきたいというふうに思います。

○松沢成文君 官房長官は極めて慎重でありますけれども、是非とも、ゴルフはもうスポーツでありますから、余り接待とか、そういうイメージが払拭できるように私たちも努力していきたいと思っておりますけれども、是非とも御検討いただきたいと思っております。

さあ、そこで、私、予算委員会でも取り上げたんですが、ゴルフというスポーツは、スポーツをプレーするときに唯一ゴルフだけ税金が掛かるんですね、ゴルフ場利用税という税金なんです。

かつて日本には娯楽施設利用税というのがあって、これにはゴルフ場やボウリング場やあるいはマージャンやパチンコや、こういうもの全部娯楽施設ということで利用税掛かっていたんですが、それが消費税導入のときに二重課税になるじゃないかということで、娯楽施設利用税はやめようとやって、ほかは全部なくなりました。ところが、ゴルフだけは、やっている人が金持ちで担税力があるだろうと、少し余分に税金取ってもいいやという発想でゴルフ場利用税というのが残って、今もずっと続いているんですね。

これ、文科大臣は、質問で、こういうのはおかしいから是非とも改革するよということに総務大臣にも要請しているというふうに言っていました。菅官房長官は元総務大臣でもありますから、この件についてもいろいろと御存じかもしれませんが、実は今、全国で平均、ゴルフ場の一日のプレーフィー、首都圏だとみんな一万、二万しますから、もっと高いと私も思っていました、全国平均六千円なんです。六千円で、今度消費税が八%から一〇%に上がる。そうしたら、六千円の六百円分が消費税になりますよね。それで、ゴルフ場利用税は、標準の税率というか税額というのが八百円で、大体田舎の方で六百円、都会のゴルフ場だと千二百円掛かるわけですね。これ足しますと、六千円のプレーフィーの中で、消費税とゴルフ場利用税で二〇%です。これ、一回スポーツをやるのに料金に二〇%余分に税金が掛かるなんていうのは、私はちょっとスポーツやる方に、ゴルファーにとって不公平じゃないかなと思っております。

これ、世界に例がないとこの前総務大臣に私言ったら、ありますって反論されちゃったんですね。確かに、韓国とか一部途上国には残っています。それから、アメリカも一部州ではゴルフ場利用税みたいなものがあるんですが、ただ、もう今スポーツとして捉えていますか

ら。

私、この前 I O C に行ってこの話をしたら、I O C の方、驚いていました。ゴルファー怒らないのかというんですね。いや、もうそれぐらいの感覚なんです。何でゴルフ、スポーツなのに、ゴルフだけ税金掛けるってそんなことやっているのかなとなかなか悩んでいましたけれども。

これは、官房長官、何を言いたいかというと、消費税と二重課税で税制上も不公平で問題があると同時に、ゴルフ場のプレー料金を上げちゃっているわけですね、この利用税で。消費税も今度上がります。

そうすると、ゴルフ場、過当競争になって、今、地方ではどんどんゴルフ場潰れているんですよ。バブル崩壊後、日本に大体二万四千あるゴルフ場の中で、八百から九百が法的整理されちゃっているんです。ゴルフ場が潰れますと、ゴルフ場利用税どころか消費税も入ってこなくなる、固定資産税も入ってこなくなる。平均八十人のゴルフ場の職員も失業するわけですね。それから、地方のゴルフ場だと物販もやっています、宿泊もやっています。こういうものが全部失われて、やはり地方創生どころか、地域経済が大きなダメージを受けるんです。

こういうふうになってしまっている一つの原因が、いまだにプレーしているときにゴルフ場利用税を取り続けて、そしてそれがプレーヤーを押し上げている。逆に、ゴルフ場利用税をなくした十八歳未満と七十歳以上のところは、ゴルフ人口増えているんです。ところが、ゴルフ場利用税が掛かっている十八歳から七十歳までの一番ゴルフをやる層は、今ゴルフ人口どんどんどんどん減っちゃっているんです。

ですから、そういう意味で、やはりゴルフ場利用税を廃止すれば、私は、ゴルフ産業、ゴルフというスポーツの活性化につながっていくし、ひいてはオリンピックに出るような優秀な選手も、今、石川遼とか松山英樹とかすばらしい選手出てきました。若い頃からゴルフに熱中して、いい選手出てくるんじゃないでしょうか。

ただ、これを言いますと、必ず総務大臣は烈火のごとく怒るんですよ。なぜかというと、ゴルフ場利用税は地方税だ、地方税で都道府県と市町村がたくさん財源でもらっているんだと。今約五百億あって、その七割が市町村ですから、市町村に三百六十億、七十億行っているわけですね。田舎の方の小さな村とか町で、ゴルフ場が三つぐらいあってほかに産業がないところでは、収入の一割はゴルフ場利用税から来ている。こういうところ、いきなりゴルフ場利用税なくなっちゃったらどうやって食っていけばいいんだ、地方財政がもたないというん

ですが、私は、そこそ政治が知恵を働かせて交付税措置を付ければいいじゃないですか。そうやって、やっぱりスポーツを健全に育てるために、過度な税、理不尽な税というのを廃止していく。それは、地方自治体は反対しますよ。私も全国知事会にいて、みんな周り反対です、知事さんたち。財源が減るから、それだけなんです。つまり、既得権を守りたいからなんです。

そういう意味で、ここは改革を進めてほしいんです。文科大臣はやる気満々ですよ、この改革。この前そう言っていました。総務大臣が絶対に反対で、これはやっぱり内閣の要である官房長官に、オリンピックあるんだからゴルフをスポーツとしてしっかり育てようということで、ゴルフ場利用税の廃止、地方自治体にはこういう激変緩和措置をつくる、こういう音頭を取っていただきたい。そして、政府税調でも自民党税調でもしっかり議論をして、是非とも来年の税制改革に入れていただきたいと思うんですが、官房長官のリーダーシップに期待して質問をいたします。どうでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） ゴルフ関連団体の皆さんは即撤廃をすべきだという意見、そしてまた地方自治体は貴重な財源であるということで、これは自民党の税調の中でも真っ二つに分かれるんですね。けんけんがくがくの議論を実は私どもしてきました。私は総務大臣のときは烈火のごとく怒りませんでした。

いずれにしろ、ここは現実として、地方自治体はその財源によって運営されているということもこれ事実でありますから、そうしたことも考えながらこれは対応していくことが大事だろうというふうに思います。

中途半端な答弁ですけれども、何となく分かってもらえるのかなと思います。

○松沢成文君 それでは最後に、ちょっと通告していませんが、文科大臣、スポーツ担当、オリンピック担当大臣として、ゴルフもオリンピックのスポーツにもなりました、是非ともこのゴルフ場利用税という理不尽な税は廃止の方向でいきたいという御持論をお持ちだと思いますが、官房長官に訴える気持ちで御答弁いただけないでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） スポーツを所管する大臣として、松沢委員の言われていることは至極もつともなことだというふうに私も思います。

ただ、総務省からすると、やっぱり財源問題がありますから、これは総務省とよく相談しながら、その財源が減らないような形で財務省

が知恵を出してもらうことによって、結果的に地方自治体の財源減らない、そういう工夫が財務省ができたときに、これは即でもこのゴルフ税等は廃止すべきだというふうに思いますが、そういう調整をすべきときに来ているのではないかと。

これはもうゴルフがオリンピック・パラリンピックの正式種目に決まったわけですから、ゴルフだけが何かこうスポーツだけではなくて逸脱したものだということは、これはやっぱり好ましくないと思いますので、是非そういうスタンスで今後も取り組みたいと思います。

○松沢成文君 私、昨年の予算委員会で安倍総理にこの質問をしたときに、総理もすごく問題意識を持っていて、やはりオリンピックがあるこの時期にしっかりとした改革をすべきじゃないかということで、総務大臣とも意見交換をしてみたいという答弁だったんですね。

それで、実は自民党の税制調査会の方でも議論になったようです、私は党が違いますから分かりませんが。その中で、やはり財源の問題を最後しっかりしないとこれは簡単にはできないねということでありました。今は、でも地方交付税増えているんですね。それから、景気良くなってくれば、消費税も増えれば地方消費税も増えていきます。ですから、自治体の財政にとっては今、そんなに……

○委員長（水落敏栄君） そろそろおまとめください。

○松沢成文君 かつてより厳しい状況ではないんですよ。

自分たちでゴルフ場利用税がなくても自治体経営ができるというやっぱり自立をしていただかないと、昔からあった財源だから絶対に手放せないということだけで反対されても私は日本の改革は進まないと思うんで、是非とも官房長官、そして文科大臣におかれましては、内閣の中で、あるいは自民党の中でこの改革が進むように御尽力をいただきたい、お願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。